

## ご説明書

お客さまへ

当行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にもとづき、反社会的勢力との取引排除に向けた取組を行っております。

つきましては、預金口座開設、貸金庫・簡易保護箱利用、夜間金庫利用、でんさいサービスおよび金売買等取引のお申込みにあたっては、以下の事項について特にご留意頂きますようお願い申し上げます。

○「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」について

- (1) お取引の申込前に「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項」(以下「同意事項」という。)についてご確認をお願いします。
- (2) 反社会的勢力に該当する方からのお取引の申込みはお断りいたします。
- (3) 「同意事項」に同意いただけない場合は、お取引の申込みをお断りいたします。

### 「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項

株式会社福井銀行あて

私(貴行と取引する口座(以下「取引口座」という。)の名義人(取引口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)ならびに私が所属する団体・会社・その子会社等(以下「所属団体」という。)および所属団体の役員等は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この取引口座の取引が停止され、または通知によりこの取引口座ならびにその他貴行との間の一切の契約が解約されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

なお、これにより貴行に損害が生じたときは、その損害額を支払います。

- ① 貴行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  1. 暴力団
  2. 暴力団員
  3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  4. 暴力団準構成員
  5. 暴力団関係企業
  6. 総会屋等、社会運動・政治活動等ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  7. 社会問題化している行為を行う者および団体
  8. その他前各号に準ずる者
  9. 本項第1号から第8号のいずれかの者(以下「暴力団員等」という)が経営を支配していると認められる関係を有すること
  10. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  11. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  12. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  13. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を貴行または第三者に対して行わないことを確約いたします。
  1. 暴力的な要求行為
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
  5. その他前各号に準ずる行為

以上